

大田市告示第49号

大田市公共施設適正化推進委員会設置要綱(平成30年大田市告示第115号)の一部を次のように改正する。

令和4年3月28日

大田市長 楫野弘和

第7条中「総務部管財課」を「建設部建築営繕課」に改める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。